

それを受けて、本校においては、「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「梅林中学校いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の**5つのポイント**をあげる。

(1) 人権感覚および意識の高揚

梅中人権宣言学習をとおして、日ごろから生徒の人権感覚を高める。

(2) 集団づくり

エンカウンターなどを取り入れ、お互いの違いを認め合う集団づくりをめざす。

(3) 日常的な生徒の実態把握

家庭訪問や教育相談、定期的なアンケートを実施し、継続して生徒の人間関係の実態把握に努め、いじめの早期発見・解決に努める。

(4) Q-Uアンケートの活用

Q-Uアンケートの研修を深めるとともに、アンケートを実施し、その結果をもとに学校全体で情報を共有し、特に要支援郡の生徒に対しては、学年および学校全体で対策を講じる。

(5) 組織的な運営

いじめ防止のための組織をつくり、学校全体で情報を共有し、教職員一丸となって、いじめ問題に取り組む。

<梅林中いじめゼロ宣言>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">一、必ず誰にでも気持ちの良いあいさつをします。一、自分の言葉に責任を持ち、人の心を大切にします。(市)一、一人ひとりのちがいを認め合い、互いに尊重し合います。(市)一、いじめにつながる言動をしません・させません・ゆるしません。(市)一、一人ひとりのSOS 気づいてみんなで助けます。(市)一、正しいことをしている人が楽しく生きていける環境をつくりまします。 |
|---|

「梅中いじめゼロ宣言」ができあがるまでの経緯

- ①第45期生徒会が全生徒から「いじめ防止標語」を募り、その中から5つの標語を選んだ。
- ②「福岡市いじめゼロサミット2013」の宣言文を受け、第46期生徒会が、福岡市の標語との重複を避けるように精査し、5つの標語の中から二つを選び、合わせて6つで構成される「梅中いじめゼロ宣言」を決定した。
- ③梅中人権宣言の精神を土台として、その具体的な手立てとして「梅中いじめゼロ宣言」を位置づけた。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。
- 共同的な活動を通して、生徒自らが「絆づくり」をするために、教職員が「場

づくり」を行う。

- 生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」・「集団づくり」を行う。
- 「いじめに特化したアンケート」または「教育相談アンケート」等を月に1回以上実施し、学期に1回（年間3回程度）「いじめに特化した『無記名』アンケート」を実施する。
- Q-Uアンケートをすべての学年で実施し、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uアンケートにおける要支援群の生徒には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 「学校いじめ防止対策委員会」を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を推進する。
- 児童生徒が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、校区内ネットワーク会議や学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害生徒の権利等を擁護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応も含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害生徒をはじめ、被害生徒の保護者や加害生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 本校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校内だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害生徒の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

- (8) 加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、教育委員会と連携し、学校基本方針の共通理解、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、自らの対応を振り返るよう教職員への指導の徹底を図る。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにし、また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。（平成31年度新規）
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- (3) 学校基本方針作成の際に、保護者等地域の方の参画や児童生徒の意見を取り入れ、児童生徒や地域を巻き込んだものとし、今後会議を重ね付加修正する。
- (4) 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (5) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

- (1) 組織の名称・役割

○名称

梅林中学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割。
- ・基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正

- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- ・学校における，いじめであるかどうかの判断
- ・関係のある生徒への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成 (別添資料1 参照)

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，不登校対応，SC，SSW，梅林中学校
PTA 会長・副会長，青少年育成連絡協議会会長

9 重大事態発生時の調査機関 (いじめ防止対策推進法 第 28 条関係)

(1) 組織の名称と役割

○名称

梅林中学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・重大事態に係る事実関係の調査
- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果について関係生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，不登校対応，SC，SSW，梅林中学校
PTA 会長・副会長，青少年育成連絡協議会会長

10 いじめ防止等の各取組の年間計画 (P・D・C・Aを記入)

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校いじめ防止基本方針作成 生徒会による 梅中人権宣言学習会 いじめアンケート	P D D	学校いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会 家庭訪問	P D D	
5	いじめアンケート (無記名) 生徒会による取組 (学級集団づくり取組月間)	D PD	校内いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会 PTA総会 地域懇談会	D D D DC	
6	Q-U アンケート (全学年) 教育相談アンケート 生徒会による取組 (いじめゼロ取組月間)	D D D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談	CA DC	
7	生活習慣定着度調査 携帯教室 (保護者含む予定) いじめアンケート	D D D	第1回 学校サポーター会議 校内いじめ防止対策委員会 梅林中いじめ防止対策委員会	CA DC DC	
8	いじめゼロサミット参加 いじめアンケート	D D	夏季研修 (Q-U 事例検討会) 夏季研修 (いじめの早期発見) ・1 学期の取組の反省 ・2 学期の取組の確認	CA D C AP	
9	生徒会による取組	D	校内いじめ防止対策委員会	D	

	中学生サミットに向けて いじめゼロ実現プロジェクト いじめアンケート（無記名）	DC D D			
10	生徒会役員研修 生徒会による取組 いじめアンケート	AP D D	校内いじめ防止対策委員会	D	
11	いじめアンケート 教育相談アンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談	D D	
12	いじめアンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 ・学期の取組の反省 ・学期の取組の確認 第2回 学校サポーター会議 梅林中いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	C A C DC D	
1	いじめアンケート（無記名） 生徒会による取組	D CA	校内いじめ防止対策委員会	D	
2	教育相談アンケート いじめアンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会 教育相談 第3回 学校サポーター会議 梅林中いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	D D C DC C	
3	いじめアンケート	D	校内いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・年度の取組の確認	C A	